

新庁舎南棟整備工事に係る公募型プロポーザルの審査結果について

公募型プロポーザルにより技術提案を募集した、新庁舎南棟建築工事（デザインビルド方式）について、「新庁舎南棟整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき結果を通知します。

1. 業務名

新庁舎南棟建築工事（デザインビルド方式）

2. 選定事業者名

区分	事業者	点数（/100点）
優先交渉権者	立川ハウス工業・エム建築事務所 特定建設工事共同企業体 代表者 立川ハウス工業株式会社	78.13点

3. 選定方法

①参加表明受付（書類審査）

参加申し込みのあった2事業者の資格要件や業務実績、技術者の配置予定について審査しました。

※その後、1者より「辞退届」が提出されたため、詳細をヒアリングの上、受理しました。

②プレゼンテーション審査及び質疑応答

1者より提出された、配置予定技術者の資格や実績を確認するとともに、技術提案書を基にプレゼンテーション及び質疑応答を行い、その内容について各審査員により評価し事業者を選定しました。

4. 選定委員会

「新庁舎南棟整備工事に係る受託候補者選定委員会」を設置し、事業者を選定しました。

5. 選定理由

選定事業者の技術提案は、プロポーザル実施要領や要求水準書の内容を的確に把握し、建設予定地周辺の環境を十分に理解した上で作成されており、配慮されたものでした。特に、周辺の住宅地への騒音や振動に関する対応、通勤・通学時間帯での安全確保への取り組みが評価されました。

また、建設業界が抱える資材高騰や人材確保の課題に対しても、自社工場による資材調達の安定性や営業所間での柔軟な人材補完体制など、実行力が高い対策が取られています。さらに、軽量鉄骨造領域での専門性を強みとした費用対効果の高い技術提案も目を引きました。遮音性についても基本設計をよく理解し、適切な性能を確保する提案内容であることも評価しました。

公共施設建築の実績も豊富で、市町村役場庁舎として長期的に耐え得る性能の信頼性も確認されており、北棟工事との円滑な連携を目指す意識も高いことが感じられました。

以上の観点から、本業務に対する趣旨・課題を的確に理解し、事業遂行能力に優れた事業者として評価され、各審査項目で高得点を獲得したため、優先交渉権者として選定するに至りました。